

米軍普天間飛行場内における有機フッ素化合物P F O S等を含む処理水の放出に関する決議

去る8月26日、米海兵隊は、普天間飛行場内に貯蔵していた有機フッ素化合物P F O S等を含む汚水について処理を行った上で公共下水道への放出を行った。汚水の処理に当たっては先月、米軍が公共下水道への放出計画を明らかにし、日米間で協議を行い、県や宜野湾市等がサンプリング調査を行っていた状況であったにもかかわらず、一方的に放出を強行した。沖縄県や地元議会等がP F O S等を含む汚水を公共下水道や河川へ放出しないこと等を求めてきたにもかかわらず、放出が強行されたことには激しい憤りを禁じ得ない。

P F O S等は、生物への蓄積性や発がん性の疑いのある化学物質として、廃絶に向けて国際的に規制されており、国内では製造・使用が原則禁止され、その含有廃棄物は厳格に保管、処理することが示されている。

米軍は、沖縄県に対し放出を行う約30分前にメールで通知したほか、処理水の安全性を主張しているが、浄化処理が確実になされていることを確認する手段は担保されておらず、対応を協議している最中に、このような放出を行ったことは到底許容できるものではない。

よって、本市議会は市民・県民の健康及び安全・安心な生活を守る立場から、米軍普天間飛行場内におけるP F O S等を含む処理水の放出に強く抗議し、下記の事項を要請する。

記

- 1 自然環境下で分解されにくく、残留性の高いP F O S等を含む汚水を公共下水道や河川に放出しないこと。
- 2 P F O S等を含む汚水は、従来どおり米軍の責任において焼却処理を行うこと。
- 3 泡消火剤は速やかにP F O S等を含まない代替品等へ替えること。
- 4 環境汚染の原因となりうる物質を含む泡消火剤や燃料等は法令等を遵守し厳格に管理すること。

以上、決議する。

令和3年9月21日

沖縄県名護市議会

宛先 駐日米国大使、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、
普天間航空基地司令官